

契約条項

第1条（目的）

申込書記名（署名）捺印の甲（以下「甲」といいます）は、本契約条項に従い、株式会社ライトワークス（以下「乙」といいます）が法人会員に提供する企業向け専用サービス「簡単eラーニング」（以下「本サービス」といいます）を利用します。

第2条（本サービス）

本サービスは、乙がASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）により提供するeラーニング配信管理機能（以下「eラーニング配信管理機能」といいます）および学習用汎用eラーニングコンテンツ（以下「汎用コンテンツ」といいます）、乙の指定したサイトから甲所有のPCにダウンロードおよびインストールする教材作成ツール（以下「教材作成ツール」といいます）、甲が教材作成ツールを利用してみずから制作した学習用eラーニングコンテンツ（以下「甲作成コンテンツ」といいます）を格納するために乙が提供するインターネット上のサーバー領域（以下「サーバー領域」といいます）の利用が含まれます。

第3条（本サービスの利用）

1. 甲は、別途乙が通知する本サービスの開始日（以下「開始日」といいます）より本サービスを利用することができます。
2. 甲は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ機器、ソフトウェア、その他の機器、ならびに電気通信サービス、インターネット接続サービス等を自己の費用と責任において準備するものとします。
3. 甲はeラーニング配信管理機能、汎用コンテンツ、教材作成ツールの利用にあたっては、あらかじめ乙のHP等でそれぞれの動作環境を確認するものとします。

第4条（利用料）

1. 甲は、開始日の属する月より、本サービスの利用の対価として、申込書記載の初期費用および利用料（開始日が月の途中の場合は開始日から月末までの日数に応じて当該月の利用料を計算します）を申込書記載の支払条件にて乙に支払うものとします。甲の支払いに関わる費用（振込手数料等）は甲の負担とします。
2. 初期費用および利用料には、本サービスの提供に際して発生する公租公課は含まれていないものとし、甲はこれらについては、別途、負担するものとします。
3. 本契約が月の途中にて終了し、または甲が月の途中にて中途解約した場合においても、当該月について解約日以降の日数に応じた利用料の減額は行わないものとします。
5. 乙所定の書面にて甲より解約が行なわれるまで利用料は発生します。また、PC等の使用環境が本サービスに対応していない場合や甲が本サービスを使用していない場合におい

ても利用料が発生することに甲は同意するものとします。

第5条（支払遅延損害金）

甲が利用料の支払を怠った場合、所定の支払日より実際に支払った日迄の期間について、年率5%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第6条（利用料の改定）

乙は経済情勢の変動に応じて、甲に対し1ヵ月前迄に通知をした場合、利用料を改定することができます。

第7条（ID・パスワード）

1. 甲は、本サービスの利用開始にあたり登録したID・パスワードを自己の責任において秘密に保持・管理し、また、かかるID・パスワードを使用して行われた全ての行為に責任を負うものとします。

2. 1IDは甲の従業員1名に対して割り当てることができ、第3項を除くいかなる理由でも他の従業員が使いまわすことは認められません。

3. IDを割り当てられた従業員が退職した場合、甲はそのIDを他の従業員に割り当てることができます。

第8条（変更の届出）

甲は、社名、住所、その他申込書に記載された事項につき、変更があった場合には、速やかに乙に届出るものとします。

第9条（権利の帰属）

1. 本サービスにより甲が利用するeラーニング配信管理機能、汎用コンテンツ、教材作成ツールに係わる知的財産権は、特に明記のない限り、乙または乙に対し著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属します。

2. 甲は本サービスの利用にあたり乙より提供されるプログラムの全てについて逆アセンブル、ソースの解析を行なってはならないものとします。また、甲がプログラムの一部または全部を改変すること、複製すること、本サービス以外に利用することを禁じます。

第10条（使用許諾）

1. 乙は甲に対して、eラーニング配信管理機能、汎用コンテンツを甲の従業員が使用する非独占的権利を許諾します。

2. 乙は甲に対して、教材作成ツールを乙の指定するサイトから甲が保有、管理するPC1台にダウンロードおよびインストールし、甲の従業員が使用する非独占的権利を許諾しま

す。

3. 乙は甲に対し、非商用での使用に限り、前項に定める権利を許諾するものとし、甲は、いかなる場合においても、商用を目的とした e ラーニング教材の作成、販売その他の一切の行為をしてはいけません。

4. 甲は、再許諾先や制限事項を記載した文書による同意を乙から得ない限り、本条第 1 項および 2 項に基づき許諾された権利を第三者に再許諾することはできません。

第 11 条（免責・賠償責任）

1. 乙は、本サービスの正確性、完全性、特定目的への合致等について何等の保証を行わないものとします。

2. 乙による何らかの原因により e ラーニング配信管理機能上およびサーバー領域上のデータが喪失した場合、乙は、甲の従業員の受講履歴については喪失した前日または前々日の状態に復元します。その他のデータ（甲作成コンテンツ、甲作成コンテンツのための素材および中間素材（甲のビデオ素材も含む）等）については復元しません。

3. 本サービスに起因して甲に生じた損害について、乙が負うべき賠償責任は、いかなる場合においても、乙が甲より受領した利用料の総額を超えないものとします。

4. 乙は、いかなる理由を問わず本サービスの利用あるいは利用できなかったことに起因して、甲またはその他の第三者に生じた間接的損害、結果的損害または逸失利益について、一切責任を負わないものとします。

第 12 条（本サービスの変更・一時中断）

1. 乙は、事前に甲に通知することにより、本サービスの内容を変更することができるものとします。

2. 乙は、本サービスのシステム保守上またはその他やむを得ない事情が生じたときは、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。

第 13 条（機密保持）

甲及び乙は、本サービスの利用により知り得た相手方の技術上・営業上の機密事項を第三者に開示・漏洩しないものとし、本契約終了後も同様とします。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡または移転し、あるいは担保に供してはならないものとします。

第 15 条（期限の利益の喪失・契約解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙からの通知催告がなくても、甲は期限

の利益を失い直ちに一切の債務を弁済しなければならないものとします。

①本契約条項に違反した場合。

②利用料の支払いを一回でも怠り、または遅延したとき。

③手形・小切手の不渡りを発生させ、あるいは仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等を受け、もしくは破産、民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあり、または営業の廃止・解散等をしたとき。

④その他、甲の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

2. 解除に伴い乙に損害が生じた場合は、甲は乙に賠償の責を負うものとします。

第 16 条（反社会的勢力等）

1. 甲及び乙は、本契約時において、自らの代表者、役員もしくは実質的に経営を支配している者が、暴力団構成員・準構成員、共生者、総会屋などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力等との交際がないことを表明し、将来においても同様であることを誓約します。

2. 甲及び乙は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力する義務を負います。

3. 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれかに反した場合、本契約を無催告解除できます。

4. 甲及び乙は、前項の規定により解除した場合、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第 17 条（中途解約）

1. いずれかの当事者は、本契約期間中にもかかわらず、本契約の中途解約を希望する場合には、解約希望日の1ヶ月前迄に所定の書式により、相手方にその旨を通知するものとします。

2. 乙は前項により通知された解約希望日に甲の利用を停止します。

3. 乙は、中途解約あるいは契約解除により甲の利用が停止した2週間後の日以降、eラーニング配信管理機能上の甲のデータおよびサーバー領域上の甲のいかなるデータ（甲作成コンテンツ、甲作成コンテンツのための素材および中間素材（甲のビデオ素材も含む）等）を消去する権利を有します。

4. 甲は利用が停止した2週間後までにPCにインストールしていた教材作成ツールを削除（アンインストール）するとともに、インストール前にダウンロードしていた教材作成ツールのインストール前ソフトウェアを当該PCから確実な方法で削除しなければいけません。

5. 本条に定める利用停止や乙によるデータの消去に伴い、甲に何らかの損害が生じた場合であっても乙は一切の責任を負いません。

第 18 条（合意管轄）

甲、乙は、本契約に関し万一紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条（契約条項の変更）

乙は本サービスの実態に合わせて本契約条項ならびに利用料を変更することがあり、甲はこれに同意する。

第 20 条（信義則）

甲乙は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとします。本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議解決するものとします。